

# 被災自治体への技術支援 ～災害緊急調査～【石川県 (R6.2.13～15)】

○国土交通省の災害査定官が速やかに被災箇所へ赴き、被災自治体に対して、災害復旧の迅速化に向けた復旧方針・工法等の技術的支援・助言を実施  
 ○要請のあった石川県において、計14箇所(県管理施設10箇所、珠洲市管理施設1箇所、能登町管理施設2箇所、志賀町管理施設1箇所)の緊急調査を実施



町道小木2号線 (能登町)



二級河川町野川 (輪島市)



国道249号 (羽咋郡志賀町)



県道松任宇ノ気線 (内灘町)

## ■災害査定官による主な助言内容

- [石川県管理施設]
- 主要地方道珠洲里線 (輪島市町野町寺山)
    - ・被災規模が甚大であるため、法線の変更も含め復旧方針を検討すること。
  - 二級河川鈴屋川 (輪島市町野町鈴屋)
    - ・地すべり末端部になるため、地すべり対策事業の計画にあわせ法線変更も検討すること。
  - 二級河川町野川 (輪島市町野町曾々木)
    - ・河道内で隆起が発生しているため、縦断計画を考慮して復旧方針を検討すること。
  - 主要地方道松任宇ノ気線 (内灘町西荒屋)
    - ・液状化により側方流動を受けている箇所は、道路施設が一体で動いていること自体が被災となるので留意すること。
    - ・道路・宅地等について液状化対策が面的に必要となるエリアについては、まちづくり計画を考慮した復旧工法を検討すること。
  - 一般国道249号 (志賀町深谷)
    - ・対策工法として土砂止め堰堤を選定する場合は、堰堤規模となる根拠を整理すること。
  - 二級河川河内川 (七尾市中島町河内)
    - ・埋塞土砂撤去の範囲が湛水により確定できない場合は、調査不可能として申請することも検討すること。
    - ・流木処分に係る分別作業等の必要な経費は計上可能である。
  - 二級河川二宮川 (七尾市舟尾)
    - ・堤防が全体的に沈下しており、液状化による被災が考えられるため、調査を実施し、被災原因の除去となる対策工を検討すること。
  - 主要地方道七尾道輪島線 (輪島市小島町)
    - ・施工ステップに合わせた、適切な交通規制計画を検討すること。

- [輪島市管理施設]
- 二級河川河原田川 (輪島市河井町)
    - ・河床の隆起については、河床高を測量し、流下能力の低下などに影響がないか確認する必要があるため、十分に検討すること。
  - 主要地方道輪島浦上線 (輪島市鶴入町)
    - ・道路が山腹崩落と共に消失している箇所については、トンネル等構造を変えて法線を変更することも可能であるので検討すること。
    - ・被災箇所が10km区間で点在することから、本工事に必要な仮設として工事用道路を整備することも可能である。
    - ・未改良区間の復旧幅員については、原形復旧不相当の考え方もあるので、前後区間の改良進捗を整理。関連事業の適用も含めて検討すること。
- [志賀町管理施設]
- 準用河川広地川 (志賀町広地)
    - ・崩落した斜面について、本復旧工事として必要最小限の対策をすることは可能なので検討すること。
    - ・崩落斜面の状況により、斜面対策を実施することが不相当と判断するのであれば、法線変更も検討すること。なお、必要な用地補償費を計上することは可能である。
- [珠洲市管理施設]
- 珠洲市下水道 宝立処理区 (珠洲市宝立町)
    - ・優先順位を検討し、地域の被災状況により応急仮工事と応急本工事を組み合わせて検討すること。
- [能登町管理施設]
- 町道小木市之瀬1号線 (能登町小木)
    - ・道路台帳付図等をベースとした道路形状の復元、査定申請資料の簡素化を検討すること。
  - 町道小木2号線 (能登町小木)
    - ・施工に必要な仮設計画を検討し、仮設工の部分着手についても検討すること。

